

第14回 宇治市農業委員会議事録

下記議案審議のため、令和6年8月5日(月)午後1時30分より、第14回宇治市農業委員会定例総会を宇治市役所8階大会議室において開催した。

記

第1号議案 旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について

第2号議案 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見について

第1号報告 農地法第4条の規定による届出の受理について

(出席委員)

2番 徳田 明子	3番 中林 和夫	4番 藤井 武雄	5番 山崎 省吾
6番 井内 英樹	7番 佐原 敏	8番 中西 秀友	11番 今村 正喜
12番 小島 佳剛	13番 清水 幹央	14番 寺川 勝之	

(欠席委員)

1番 北浦 荘平	9番 辻 四一郎	10番 吉田 利一
----------	----------	-----------

(農地利用最適化推進委員)

村田 昇造	水谷 修	北村 嘉朗
-------	------	-------

(事務局)

澤田 局長	奥田 次長	清水(囑託)	村田(囑託)	岸本(囑託)
-------	-------	--------	--------	--------

(午後 1 時 3 0 分 開会)

局 長

定例総会の開会に先立ちまして、事務局から報告いたします。

本日の定例総会に吉田会長、辻会長職務代理者、北浦委員から欠席の届がなされております。

本日の定例総会は農業委員定数 14 名の内、出席委員は 11 名であり、「農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項」の規定により定足数を満たしていますので、成立しておりますことをご報告いたします。

また、中井推進委員から欠席の連絡を受けております。

本日は会長及び会長職務代理者が欠席のため、農業委員の互選により、仮議長を選出する必要がありますのでよろしくお願いいたします。

それでは、仮議長の選出に移らせていただきたいと思います。仮議長の選出までの間の臨時議長につきましては、農政部会長の井内委員にお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

異議なしの声

局 長

それでは井内委員、よろしくお願いいたします。

臨時議長

それでは、仮議長の選出を行いたいと思います。どなたか推薦、立候補はございませんでしょうか。

中林委員

井内委員にこのまま仮議長もお願いできればよいと思いますが、いかがでしょうか。

臨時議長

只今、私を仮議長にご推薦いただきましたが、いかがでしょうか。

異議なしの声

仮議長

それでは、仮議長をお引き受けしたいと思います。何分不慣れのため、円滑な運営にご協力をいただきますようお願いいたします。

ただ今から、第 14 回宇治市農業委員会定例総会を開会いたします。

本日の議事録署名委員は、中林委員、藤井委員のお二人にお願いいたします。

	<p>現地調査委員につきましては、山崎委員と私の二人でした。</p> <p>それでは、はじめに「第1号議案 旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題といたしますが、番号1及び2については、小島委員が関係者となりますので、番号1及び2と番号3及び4を分けて審議いたします。</p> <p>小島委員につきましては、ご退室願います。</p> <p style="text-align: center;">= 小島委員、退室 =</p> <p>仮議長 局長 それでは第1号議案の番号1及び2について、事務局より説明願います。</p> <p>それでは、「第1号議案 旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」の番号1及び2をご説明申し上げます。</p> <p>番号1及び2につきましては、いずれも農地中間管理事業ではない利用権の更新で、すべて茶畑となっています。期間は令和6年9月29日から令和11年9月30日までの5年間となります。</p> <p>農用地利用集積計画の内容が旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていることから、承認できるものと考えます。</p> <p>以上です。</p> <p>仮議長 山崎委員 続きまして、山崎委員より現地調査の報告をお願いします。</p> <p>報告します。去る7月25日、事務局の案内で井内委員と現地調査に行っていました。</p> <p>番号1の白川 及び 並びに番号2の白川 、白川 及び の利用状況につきましては、利用状況は畑で、全て茶の木が植わっており、しっかりと管理されていました。</p> <p>以上です。</p> <p>仮議長 報告が終わりましたので、これより審議に入ります。本議案につきまして、何かご意見・ご質問はございませんか。</p>
--	--

中西委員	貸借期間が9月29日から9月30日までと、1日長いですがどうしてですか。
局長	元々の設定は9月29日から9月28日となっておりますが、今回、終期を月末に設定するため30日にずれ込んだものです。
中西委員	番号1及び2の貸人は親子ですか。
局長	そうです。
仮議長	他にご意見等はございませんか。
	異議なしの声
仮議長	ただ今の異議なしをもって「第1号議案 旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」の番号1及び2につきましては、議案のとおり「承認すること」と決しました。 小島委員は入室願います。
	= 小島委員、入室 =
仮議長	続きまして、第1号議案の番号3及び4について、事務局より説明願います。
局長	それでは、「第1号議案 旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」の番号3及び4をご説明申し上げます。 番号3につきましては、農地中間管理事業ではない新規の利用権設定となります。借人は隣接農地で水稻を栽培されており、農地を探しておられたところ、事務局の紹介で話がまとまったものでございます。営農計画では、水稻を栽培される予定で、期間は令和11年12月31日までの約5年間となります。 次に番号4につきましては、農地中間管理事業ではない利用権の更新です。利用目的は玉ねぎを栽培される予定で、期間は令和6年9月29日から令和11年9月30日までの5年間となります。 いずれも農用地利用集積計画の内容が旧農業経営基盤強化促進法第18条第

<p>仮議長</p>	<p>3項の各要件を満たしていることから、承認できるものと考えます。 以上です。</p> <p>続きまして、私の方から現地調査の報告をさせていただきます。 去る7月25日、事務局の案内で山崎委員と現地調査に行っていました。 番号3の伊勢田町の利用状況につきましては、一部野菜を作っていた形跡がありますが、現在は雑草が生えている状態でした。 番号4の小倉町の利用状況につきましては、ハウスが2棟建っており、1棟はトウモロコシが収穫された後でした。もう1棟は農機具が保管されており、奥の方には雑草が生えていました。 以上です。</p> <p>それでは、これより審議に入ります。本議案につきまして、何かご意見・ご質問はございませんか。</p>
<p>中林委員</p>	<p>番号3の貸借期間が書かれていないのは何故ですか。まだ決まっていらないのでしょうか。始期はいつになるのでしょうか。</p>
<p>局長</p>	<p>新規の利用権設定になりますので、本議案が承認され、農林茶業課が公告した日が始期となります。ただ、本件の終期は明確に決まっております。令和11年の12月31日までとなっております。先ほど口頭で説明させていただいた次第です。</p>
<p>村田推進委員</p>	<p>番号3の借人は、水稻栽培の経験や資機材はお持ちなんですか。</p>
<p>局長</p>	<p>当該地の隣接農地で既に水稻を栽培されておりますので、水稻栽培の経験や資機材について問題はありません。</p>
<p>徳田委員</p>	<p>貸借の場合、営農計画書は付けないのでしょうか。</p>
<p>局長</p>	<p>農地法第3条の許可申請に関しては、営農計画書を議案書に添付させていただいておりますが、利用権設定の場合はこれまでも議案書に添付しておりません。</p>
<p>徳田委員</p>	<p>新規設定の場合も添付されていないんですね。</p>
<p>局長</p>	<p>そうです。</p>

<p>仮議長</p>	<p>他にご意見等はありませんか。</p> <p>異議なしの声</p>
<p>仮議長</p>	<p>ただ今の異議なしをもって「第1号議案 旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」の番号3及び4につきましては、議案のとおり「承認すること」と決しました。</p> <p>続きまして「第2号議案 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について」を議題といたします。</p> <p>それでは、事務局より説明願います。</p>
<p>局長</p>	<p>それでは、「第2号議案 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について」をご説明申し上げます。</p> <p>本件につきましては、農地中間管理事業の農地売買等特例事業を活用した所有権移転となります。改正法の施行前は農用地利用集積計画の取扱いでしたが、施行後は農用地利用集積等促進計画の取扱いとなりました。</p> <p>今回は、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第2項の規定により、機構から促進計画案の作成を求められた宇治市が、同計画案を作成するにあたり、同条第3項の規定に基づき、農業委員会への意見照会があったもので、議案となるのは初めてのケースです。</p> <p>なお、本件については、令和4年11月7日の全員協議会にて、委員の皆さんに買受希望者の斡旋紹介をお願いしたもので、当時、ご紹介いただいた方と所有者との間で合意が整ったものでございます。利用目的は水稻の栽培です。</p> <p>農用地利用集積等促進計画の内容が農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号の全部効率利用要件及び常時従事要件を満たしており、特に問題はないと考えます。</p> <p>以上です。</p> <p>仮議長</p> <p>続きまして、私の方から現地調査の報告をさせていただきます。</p> <p>去る7月25日、事務局の案内で山崎委員と現地調査に行っていました。</p> <p>番号1の伊勢田町 の利用状況につきましては、水稻が栽培されていま</p>

	<p>した。 以上です。</p> <p>それでは、これより審議に入ります。本議案につきまして、何かご意見・ご質問はございませんか。</p>
中林委員	<p>水はけが悪かった農地ですよ。</p>
仮議長	<p>今は誰が作業しているのでしょうか。</p>
局長	<p>現在作業されている方がどなたかは分かりません。</p>
村田推進委員	<p>構成員2人とありますが、従事者は何故1人なんですか。</p>
仮議長	<p>家族が2人で、農作業は1人でされているということではないですか。</p>
局長	<p>申請上はご夫婦の名前が挙がっており、その内、お1人が従事されています。</p>
仮議長	<p>他にご意見等はございませんか。</p>
	<p>異議なしの声</p>
仮議長	<p>ただ今の異議なしをもって「第2号議案 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見について」は、異議なしと認め、宇治市長に対し農業委員会の意見は「特になし」として回答いたします。</p>
	<p>続きまして、専決処分の報告について、事務局から報告願います。</p>
局長	<p>それでは、「第1号報告 農地法第4条の規定による届出の受理について」をご説明申し上げます。</p> <p>本件につきましては、昭和39年頃に農地法を知らずに宅地として整備し、今日まで使用してきたもので、顛末書が提出されております。</p> <p>以上です。</p>

仮議長	事務局から報告のあった件について、何かご質問はございませんか。
水谷推進委員	なぜ今まで届出されていなかったんでしょうか。あまりにも長い時間が経っています。逆に隣接地が農地で、ここが宅地で、境界明示の際の登録が反対だったのではないですか。本当に農地ですか。
局 長	当該地は農地台帳に載っており、農地法上は農地です。今回相続が発生したことでこの機に整理したいと相談があり、届出がなされました。当時、登録に錯誤があったのかどうかは分かりません。
水谷推進委員	現に農地台帳に載っていたんですね。
局 長	そうです。
仮議長	他にご意見等はございませんか。
	なしの声
仮議長	<p>ないようですので、以上をもちまして本日の議案審議及び報告案件は終了いたします。どうもご苦労様でした。</p> <p>なお、個人情報の関係で議案書等の総会資料につきましては、回収させていただきますので、お帰りの際は机の上に置いて帰っていただきますようお願いいたします。</p>

(午後1時55分審議終了)

議 長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____